書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１２１号
山口県防府市大字植松335番地の１
破産者　河野　智王
異議申述期間　平成23年３月10日まで
平成23年２月９日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１２８５号
熊本県熊本市薄場１丁目７番41号
破産者　株式会社清原建設
異議申述期間　平成23年３月29日まで
平成23年２月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４４号
熊本県合志市幾久富上沖野1647―64、住民票上の住所熊本県阿蘇市三久保448番地29
破産者　穴見　雄三
異議申述期間　平成23年４月４日まで
平成23年２月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３３号
熊本市麻生田４丁目27番20号、開始決定時の住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目13番５号
破産者　横山　洋幸
異議申述期間　平成23年４月８日まで
平成23年２月９日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１９２７号
埼玉県川口市北原台２丁目22番６号メゾンむさしの105号、旧住所埼玉県川口市安行出羽５－９－23
破産者　国本[illegible]こと　李　[illegible]
１　決定年月日　平成23年２月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部

一部免責許可決定

平成２２年（フ）第２３５号
三重県鈴鹿市住吉５丁目３番17号　泰西マンション403号
破産者　石橋　千草
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　平成16年７月６日午後５時までの原因に基づいて生じた破産債権を除き、破産者について免責を許可する。
津地方裁判所

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０１３号
東京都台東区蔵前３丁目19番７号
清算株式会社　株式会社アクアーズ
代表清算人　木野知健治
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２３年（ミ）第１－３号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
開始前会社　株式会社林原
岡山市北区下石井１丁目２番３号
開始前会社　株式会社林原商事
岡山市北区下石井１丁目２番３号
開始前会社　株式会社林原生物化学研究所
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく担保権の実行
２　国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）
平成23年２月７日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第３号
熊本県阿蘇市内牧1282番地１
再生債務者　村本　邦雄
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　熊本市紺屋今町２－１コーヨービル５階　津留・山村法律事務所　弁護士　津留　清
平成23年２月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再）第４号
熊本県阿蘇市内牧1282番地１
再生債務者　村本　紀子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　熊本市紺屋今町２－１コーヨービル５階　津留・山村法律事務所　弁護士　津留　清
平成23年２月７日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
福岡県飯塚市堀池179番地
再生債務者　株式会社ニューマルシン
代表者代表取締役　進藤　泰宏
１　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月10日から平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第２号
福岡県飯塚市菰田西３丁目13番25号
再生債務者　株式会社マルシン
代表者代表取締役　進藤　泰宏
１　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月10日から平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
鳥取県倉吉市中河原555番地
再生債務者　中井酒造株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年１月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年３月10日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月10日
平成23年２月４日　鳥取地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１６号
熊本県玉名郡和水町江田877番地
再生債務者　髙木　範人
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年３月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（再イ）第３号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町11番地14
再生債務者　高橋　伸人
１　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月11日から平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２２年（再イ）第９６号
相模原市中央区相模原１丁目１番25―205号
再生債務者　寺嶋　利兼
１　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部